

(8) 公益財団法人宮城県スポーツ協会 共催及び後援名義取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県スポーツ協会（以下「協会」という。）が協会以外のものの行う行事を共同主催し、又は後援することに関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 行事の企画または運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること

(2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること

(共催等の名義)

第3条 共催及び後援（以下「共催等」という。）について使用を承認する名義は「公益財団法人宮城県スポーツ協会」とする。

(承認の基準)

第4条 会長は、行事の主催者から共催等の申請があったときは、次の各号に掲げる基準により審査のうえ、これを承認するものとする

(1) 主催者の基準

イ 国又は地方公共団体

ロ 学校及び学校の連合体

ハ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし宗教団体を除く）

ニ その他の団体などで主催者の存在、基礎が明確であり事業遂行能力が十分であると判断されるもの

(2) 事業内容の基準

イ 教育、スポーツ、学術又は文化の向上、普及に寄与するもので、公益性のある事業であること

ロ 当該事業の規模が広範囲にわたるものであることとし、一市郡程度の限られた範囲のものでないこと

ハ 当該行事の開催場所は、原則として宮城県内で開催されるものであり、かつ、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること

ニ 原則として、参加者が広く一般から募集されており、且つ、少人数の事業でないこと

ホ 過去に名義の使用承認等をしたものについては、承認等の条件（報告書の提出等）を履行していること

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当すると認められる行事については承認しないものとする

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの

(申請の手続き)

第5条 協会の共催等の承認を受けようとする者は、共催等承認申請書(様式第1号)を原則として開催期日一月前までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに承認するか否かを様式第2号により文書で通知するものとする。

(添付書類)

第6条 前条に規定する申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類
- (4) その他必要な書類

(承認の条件)

第7条 承認に関しては、必要により次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請当時の事業計画に変更があった場合は、ただちに届け出ること
- (2) 事業終了後は、直ちにその結果につき報告書(様式第3号)を提出すること
- (3) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること
- (4) 後援の承認を行うに際しては、原則として事業経費の負担支出を伴わないこと

附則

この規程は、平成9年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。